

伐木等の特別教育補講報告

フィールド科学系部門 生物生産技術班 北村 亜紀

フィールド科学系部門 生物生産技術班 川口 信治

1. はじめに（目的等）

労働安全衛生規則において、チェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に従事するものは特別教育を受ける必要がある。しかしながら、林業における労働災害発生状況から労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、補講を受ける必要がありこの度受講した。

2. 期間・場所

期間：令和元年12月18日（水）

場所：広島県土地改良会館 7階 大会議室（広島市中区鉄砲町4番1号）

3. 参加者等

旧特別教育修了者 約30名

4. 研修内容

学科教育 2時間

実技教育 1時間

5. まとめと感想

旧特別教育では、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」として学んでいたことが、改正省令により必ず守るべき義務として平成31年（令和元年）8月1日より施行されていたことを今回の補講を受講することで知ることができた。特に、下肢の切創防止保護衣着用の義務により当農場では購入の必要がある。安全対策のガイドラインを義務化する必要があるほど労働災害の発生しやすい業務に従事していることに再度認識を強めることができ、今後も十分に注意を払い作業に従事したい。（北村 亜紀）

皆様にはご多忙中の日、チェーンソー補講講習に参加させていただき誠にありがとうございました。チェーンソー作業について、法規改正に伴う安全の確立の説明と改めて事故の多いこととその取扱いの安全性を改めて再認識させられる貴重な講習を受講させていただきました。1～2時限目はテキストによる座学で法規改正に至った経緯と、安全を確保するためのポイント等を経験とチェーンソーの模型を使用し詳しく解説して頂き、法規にのっとり安全確保と綿密な説明等が加わり理解し易い流れでした。また第3時間目の実技では、講師による模範指導からなり、防護服の着用意義、各部の仕組みと役割と細部にわたりご指導いただきましたことを深く感謝いたします。

以後、取扱いに当たり安全確保を肝に銘じ、始業前の計画、作業員配置、用具、服装、安全に対する心構え等を確実に実施し怪我の無いよう効率よく作業に従事できるよう心掛けていきたいと思っています。（川口信治）